

# 自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

## No. 458

2025年(令和7年)4月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局  
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室  
電話(072)224-1111  
■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <https://jiyudowa-osaka.org>

大阪市長  
横山 英幸 様

## 2025(令和7)年度 同和問題の早期完全解決に向けた要望書

2024(令和6)年12月13日

自由同和会大阪府本部  
会長 畑中 幸司  
自由同和会大阪府本部  
大阪市内ブロック協議会  
代表 重 博文

貴会におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和对策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、令和2年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

さらに、福岡県が令和4年8月～令和5年3月の間に県内の72箇所の隣保館と隣保館以外の47箇所の公共施設を利用した人を対象にした「福岡県隣保館人権課題把握調査」の結果が令和5年12月に公表されましたが、この結果でも私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、「昨年6月に成立した「LGBT理解増進法」いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、「人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない」との記載がありますが、「人権擁護法案」が成立する前提であったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵害事件調査処理規程」を持ち出しての苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していて、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、他の条約と同じように実施状況を国連へ報告する義務があり、第1回の報告を平成28年6月に提出されましたが、新型コロナウイルスのまん延から遅れていた審査が令和4年8月22日・23日にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われ、総括所見が9月2日の第611回会合において採択され、やはり「パリ原則に基づく国内人権機関の設置」が勧告されました。

本年は、令和3年9月に提出された「女子差別撤廃条約実施状況」第9回報告の審査が10月17日に行われました。この報告は事前質問票への回答になっていて、問5に「パリ原則に基づく国内人権機関の設置に向けた取組を明らかにされたい」となっていて、その問への政府の答えは「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、適切に検討しているところである。全国50か所の法務局、地方法務局及びその支局(合計311か所)における職員及び全国1万4千人の人権擁護委員が人権相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている」と、令和元年9月に「人種差別撤廃委員会」へ回答した同じ内容になっています。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和对策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和对策事業特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましても、本年5月「大阪市職員による同和問題(部落差別)発言事象」発覚し、大阪市長より「このような差別発言は、人間の尊厳を著しく貶めるものであり、また、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するもので、断じて許されるものではありません。改めて、全職員が率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組むため、同和問題をはじめとする人権研修について、外部有識者からのご意見などもふまえて充実・強化することや、差別事象に対して、より迅速な対応ができるよう「差別事象対応マニュアル」の改正と周知徹底を図るなど、職員の人権意識のさらなる向上に向け、不断に取り組んでまいります。今後とも、大阪府は人権を侵害するいかなる行為も決して許さないと強い決意を持って、組織ガバナンスを一層強化し、差別のない人権が尊重される社会の実現に努めてまいります。」と仰っていただきました。

また、インターネット上の人権侵害に対する対処やあらゆる人権問題の解決は重要施策であります。特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月4日(火)午後1時、大阪府役所地下1階第1共通会議室に於いて、「令和6年12月13日提出の令和7年度大阪市同和問題関連部局との要望書」協議が開催されました。

畑中会長の挨拶で始まり、関連部局より回答がありました。

その後、質疑に移り「大阪市教育委員会が行っている同和問題解決のための全職員に対する同和問題に関する人権教育を明らかにしたい」「大阪市教育委員会が把握されている、小学校・中学校の不登校の児童・生徒の人数並びにその要因や支援体制はどのようにされているのか」「市営住宅の建て替えをどのように進めていくのか」「現在は

中小企業間においても格差が広がっている。下請け企業などは価格転嫁できないなど売上げが落ちていて、融資を受けようとしても銀行や保証協会に断られたとの相談を受ける例がある。このような場合何処に行けばよいのか、大阪府に言えばよいのか教えてください。」など活発な意見交換がなされ時間的制約もあり、後日回答となる質問もありました。

今後、積極的に同和問題の完全解決並びに人権問題解決のため施策が実施されるよう要望し、あらゆる差別撤廃に向けて努力することを確認し終了しました。

# 2025(令和7)年度 大阪市同和問題関連部局との要望書協議



# 2025(令和7)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書と大阪市回答

1  
**横山英幸市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権問題については、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みをはじめ、ヘイトスピーチ、LGBTなどの性少数者に関わる偏見、外国人住民との共生など、広範にわたる対応が求められる状況にあり、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みが、ますます重要となっています。

本市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、同和問題(部落差別)をはじめ、あらゆる人権課題への取組みを進めています。

今後とも、国や大阪府と連携しながら、積極的な取組みを推進してまいります。

**基本要 2-(1)  
「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
本市では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談などの取組みを推進しています。

一方で、同和問題(部落差別)に関しては、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長・誘発するような書き込みなど、悪質な差別事象が発生していることや市民意識調査の結果においても、数値は改善しているものの、依然として結婚の相手を考える際に懸念する意識や住宅の選択に際して忌避意識が残っていることは認識しています。

今後とも、国や大阪府と連携しながら、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、粘り強く、適切に対応し、同和問題(部落差別)の一日も早い解決をめざしてまいります。

**2-(2)  
「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
本市では、法務省に対して「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等のほか、インターネット等を悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。また、平成28(2016)年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。」という要望や、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について」として、「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」という要望などを大阪府や大阪府市長会と連携して行っています。

**2-(3)  
令和5年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。**

**大阪市及び大阪市教育委員会が行っている同和問題解決のための啓発事業や全職員に対する同和問題に関しての人権教育を明らかにされたい。**

市民局 人権啓発・相談センター  
教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当  
教育委員会 総合教育センター 教育振興担当  
人権啓発・相談センターが把握している令和5(2023)年度同和問題に関する差別事象は25件で、その内訳は、電話が10件、落書き1件、投書が7件、発言が2件、その他(インターネットの書き込みなど)が5件となっています。いずれの事象についても、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識に基づくものと認識しており、これらに対する広報・啓発として、同和問題(部落差別)に関する人権啓発DVDの貸し出しや人権だより「KOKORO ねっと」への記事掲載、作品募集事業や各種広報媒体を活用するほか、人権啓発推進員・企業啓発支援事業などの研修を通して啓発活動に取り組んでいます。

教育委員会が把握している各学校園における令和5年度同和問題に関する差別事象は、1件です。事案の概要は、就学時健康診断時に他区への就学を望んでいる保護者と教育相談をしている際に、「当該小学校が教育困難校ですよね」との発言があったため、聞き返すと、「校区には、被差別部落があるでしょ」との発言がありました。保護者は生育の中で学校に対して嫌な思い出があり偏見を持たれていました。保護者には偏見や差別性について丁寧に繰り返し伝えました。学校園における同和問題に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めております。今後も国からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。

教育委員会では、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことを受け、平成30年度に「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂しました。

本実施計画に基づき、各学校園でのより一層の人権教育の充実を図るため、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しております。

引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組の推進に努めてまいります。

教職員が人権に関する知識を身に付け、人権感覚を醸成していくために、体系的に人権教育研修を実施しております。新任教員研修(1年目)4【人権教育の推進】では、基礎知識としての「人権とは何か」をテーマに、教職員地域研修推進委員会の指導教諭が講師となり、演習形式で実施しております。新任教員研修(2年目)7【地域における人権課題】では、今年度も地域の人権課題の改善に努められている方々を講師とし、教員として豊かな人権感覚を身につける機会としております。当事者の想いに触れ、市民意識調査等から同和問題(部落差別)について考える機会として、部落差別の解消に向けた教育を進めるための「全地域共通資料」の精読を事前課題として取り組ませるとともに、「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」も研修参考資料として活用しております。今年度は、リパティおおさかの資料を展示する「人権パネル展」も総合教育センターにおいて開催いたしま

した。また、3～5年目の教員に対しては、「学級集団づくり研修」を必修で実施しております。さらに、人権尊重の学校づくりの推進を担える中堅教員の育成をめざした「人権教育集中講座」も実施しております。令和3年度から継続して実施している管理職を含めた全教員対象の人権教育研修(必修)では、様々な人権課題について理解を深められるようにしております。

教育委員会としましては、キャリアステージに応じた人権教育研修体系の充実を図るとともに、今後も人権教育の実践を通して、一人ひとりの子どもが人権に関する知的理解を深め、人権感覚を培い、自他の人権をまもり発展させる実践力を身につけることができるように、今後も人権尊重の視点に立った教職員人権教育研修の推進に努めてまいります。

**2-(4)  
「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課・人権啓発・相談センター  
本市は、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しております。

本計画では、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子に例えて、標識(人権の視点!100!)、道しるべ(「人権が尊重されるまち」指標)、エンジン(人権教育・啓発)、エアバッグ(人権相談・救済)を4つの柱とし、具体的な取組みを推進しています。

「人権の視点!100!」については、全所属(府市共同設置の局のうち、府が幹事団体となっているものを除く。)において、事業や施策に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ、毎年度、PDCAサイクルによって評価・改善を行う「人権の視点!100!」実行プログラムを策定し、取組みを進めています。

「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策のうち、人権の視点に着目した項目の進捗を市民に分かりやすく示すため、人権関連の施策・計画の目標値及びその達成状況等について取りまとめ、毎年度改訂し、公表しており、令和6(2024)年度版についても現在改訂作業中です。

「人権教育・啓発」及び「人権相談・救済」については、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設である大阪市人権啓発・相談センターにおいて、市民と協働して地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設し、インターネット上の誹謗中傷をはじめ、様々な人権侵害の救済に向けて効果的な支援を行っています。

**2-(5)  
同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
エセ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すもので、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。そのため法務省を中心に、エセ同和行為の実態把握に努めるとともに、「エセ同和行為対応の手引」を作成するなど、その排除にむけた取組みを進めています。

本市においても、企業のみならず広く市民に対して、エセ同和行為の排除に関する啓発用DVDを提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、情報交換や対応策の協議をする場として大阪法務局に設置された「エセ同和行為対策関係機関連絡会」において、関係機関と相互に連携を図っているところです。今後とも、法務局等関係機関との連携を図りながら、広く市民に対しエセ同和行為の排除に向けた啓発を行うとともに、職員の意識向上に努めてまいります。

**2-(6)  
人権に関する「大阪市人権啓発・相談センター」への相談状況・救済方法を明らかにされたい。**  
**「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、大阪市でのヘイトスピーチに関する申出・情報提供の取扱状況を明らかにされたい。**

市民局 人権啓発・相談センター・ダイバーシティ推進室 人権企画課  
令和5年(2023)年度当センターで受け付けた相談件数は1597件であり、その内訳は、障がいのある人618件、高齢者120件、生活247件、近隣73件、労働37件、家族59件、女性21件、子ども31件、外国人19件、医療19件、同和問題9件、LGBT52件、その他292件となっております。当センターでは、相談者の自主的解決を目的に、相談者に寄り添いながら人権にかかる情報の提供や解決のための助言を行うとともに、人権救済などより専門的な知識やノウハウが必要な場合は、法務局等事案に応じた適切な機関や専門相談機関への紹介・連絡を行っております。

国において、平成28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定・施行され、大阪市としても、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定・施行しております。

具体的な表現活動について、憲法に定める表現の自由との整合性など、外部の学識経験者で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会において慎重に審議を重ねつつ、ヘイトスピーチと認定した表現活動については、ヘイトスピーチを受けた方も含めた市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的として、拡散防止の措置をとり、また、所定の事項を公表しています。

令和5年度については、過年度からの取扱件数30件(新規情報提供(職権)2件を含む。)のうち、11件について取扱いを終了しています(令和5年度における取扱状況の詳細については、別紙をご参照ください)。

**2-(7)  
同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。**

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
「大阪市人権施策推進審議会」の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。

本市では、この答申を踏まえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全局・室・区において人権尊重の視点からの取組みを進めており、引き続き、全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、国が実施した「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく「部落差別の実態に係る調査」や本市が実施している「人権問題に関する市民意識調査」などの結果を踏まえ、今後とも、粘り強く、適切に対応し、同和問題(部落差別)の一日も早い解決に努めてまいります。